

令和8年度沖縄県スポーツ推進計画策定支援業務 委託業務応募要領

1 目的

本県の亜熱帯・海洋性の地域特性を生かし、スポーツを通じた地域経済の活性化、競技力の向上及び社会課題の解決等を推進することで、本県におけるスポーツの経済的価値や社会的価値を向上させ、希望と活力にあふれる「スポーツアイランド沖縄」の形成を目指すこととしている中で、今後も引き続き、スポーツ交流拠点としての国際的なブランド力の向上、スポーツを核とした産業の創出、スポーツを活用したまちづくり、県内トップアスリートの競技力向上及び県民の積極的なスポーツへの参画等に取り組む必要がある。

本業務は、令和9年度以降を計画期間とする次期「沖縄県スポーツ推進計画」（以下、「次期推進計画」という）の策定に当たり、策定作業を円滑に進めるため、国の「第3期スポーツ基本計画」、「第4期スポーツ基本計画」の策定状況や本県のスポーツ関連施策の現状及び課題を分析した上で、沖縄の地域特性などを生かしたスポーツ振興の方向性を体系的に示し、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進することができるよう「次期推進計画」に反映することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

令和8年度沖縄県スポーツ推進計画策定支援業務

(2) 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 業務の詳細内容については、別添委託業務仕様書のとおり。

3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第1項各号に掲げる者

- (2) 国税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 過去5年間に国、地方公共団体の計画策定業務に関する受託実績を有すること。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、委託業務仕様書に記載の業務内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む）を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応する体制を有すること。
- (6) 今回の委託業務の実施にあたり、正・副2人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 応募は、単独に限らず共同企業体を可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格（1）、（2）の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）、（4）、（5）、（6）の要件を満たす者であること。

4 応募の方法等について

応募にあたっては、「委託業務仕様書」及び「応募様式」を参照の上、提出書類を作成し、提出期限内に次により持参又は郵送により到着すること。

※「委託業務仕様書」及び「応募様式」はスポーツ振興課ホームページよりダウンロードすること。

(1) 提出書類

別添【様式1】～【様式7】及びキ～ケを、下記事項を踏まえ提出すること。

- ア 提出書類は【様式1～7】の順で並べ、インデックスを貼り、左横2穴パンチ、クリップ止めで提出すること。（ホッチキス不可、ファイル閉じ不可）
- イ 本様式以外の様式での作成も可とする。その際は左上に【様式〇】と記入すること。
- ウ A4版縦置きで横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き横書きも可とするが、インデックスは用紙を縦置きにした場合に用紙の右側にくること。
また、用紙を縦置きにした場合に左余白は2cm以上空けること。
- エ 【様式7】の積算にあたっては、本事業を実施するにあたっての一切の費用を積算し、各積算費目の単価と内訳を記載すること。
- オ 今回の企画提案については、**13,866,000円**以内（消費税込み）で見積もること。
ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なることがある。
- カ 一般管理費は（直接事業費＋直接経費－再委託費）の10%以内とすること。
- キ 定款及び寄付行為
- ク 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又は、これに類する書類
- ケ 滞納が無いことの証明
- コ 次の認証制度の認証を受けている場合、承認書の写し
 - ① 沖縄県所得向上応援企業認定制度（沖縄県商工労働部）

- ② 沖縄県人材育成企業認定制度（沖縄県商工労働部）
- ③ 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認定制度（沖縄県商工労働部）
- ④ 経営革新計画認証制度（沖縄県商工労働部）
- ⑤ パートナーシップ構築宣言（内閣府沖縄総合事務局）

(2) (1) の提出期限

令和8年3月23日（月）17：00 必着

(3) 提出部数

7部（1部は原本、残り6部は原本のコピーを提出）＊委員5人+班長+担当

(4) 質問

質問がある場合には、【別紙1】に記入の上、令和8年3月13日（金）15：00までに、メールで提出すること。取りまとめのうえ、スポーツ振興課ホームページに回答を掲載する。

5 委託業者の選定方法

(1) 第一次審査：令和8年3月24日（火）（予定）

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課において、第一次審査（資格及び書類審査）を行い、上位3者程度（一次審査の状況等により増減することがある）を選定する。

ただし、応募件数が3者以下の場合の第一次審査は、資格審査のみとし、適格者全てを二次審査の対象とする。

選定された事業者に対しては、結果及び二次審査（プレゼンテーション）実施日時を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、結果等通知は電子メールで行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）：令和8年3月30日（月）（予定）

第二次審査は、第一次審査選定業者の提案書の内容や経費等について、審査会において総合的な観点から審査し、提案内容等の優れた順で順位をつける。その後、審査会からの意見に基づき、委託予定業者を決定し、当該業者へ文書で通知するとともに、審査対象者全社へ結果を電子メールで通知する。なお、第二次審査（プレゼンテーション）については、オンライン形式で実施する場合がある。

(3) 留意事項

- ① 審査会は非公開で行い、審査の経過状況、点数及び順位等に関する問い合わせには応じない。また、審査等についての異議申し立て等は受け付けない。
- ② 審査の結果については、県が決定した委託予定業者名の発表のみとする。
- ③ 審査会により選定した事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- ④ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

6 契約保証金

契約締結する場合は、沖縄県財務規則101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれらに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められる場合

は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ② 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

7 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 募集要領に違反すると認められる場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑥ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ⑦ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、企画提案の主たる内容の変更に影響しない軽微な変更を除き、原則認めない。
- (5) 企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、当該提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。
- (6) プレゼンテーションにおいて、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、応募者で準備すること。また、事前に県へ報告すること。
- (7) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (8) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (9) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1企業体）あたり、提案は1件とする。
- (10) 共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出すること。（なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。）
- (11) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託者とで別途協議する。

8 本事業に係る応募関係書類等の提出先及び問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁舎8階）

TEL：098-866-2708 FAX：098-866-2729 E-Mail：aa082200@pref.okinawa.lg.jp